

**東京オリンピック開催を契機としたデジタルプロモーション業務  
公募型プロポーザル提案説明書**

**1 実施主体**

札幌市国際観光誘致事業実行委員会

**2 業務名**

東京オリンピック開催を契機としたデジタルプロモーション業務

**3 業務の目的**

ポストコロナの外国人観光客誘客に向けては、市場を分散し、安定的な誘客、及び観光消費額の拡大を図るため、欧米豪市場の開拓に向けた取組は欠かせないが、現状として、欧米豪市場における札幌の認知の低さが課題となっている。

今夏は東京オリンピックが開催され、札幌はマラソン等の主要な競技の会場となっていることから、世界中から注目が集まることが予想され、オリンピック開催に合せプロモーションを行うことは、認知の拡大に向け有効と考えられる。

一方、東京オリンピックに合わせ、国内の他都市でもプロモーションを強化することが予想されるため、他都市との競争に埋もれることなく、魅力的な旅行目的地として認識をしてもらうための工夫が必要と考えられる。

そこで、今回は札幌の旅行目的地としてのブランドイメージの獲得を目的に制作した海外向け観光プロモーション動画（※）（以下、「プロモーション動画」という。）を欧米豪市場に向けオンライン上で効果的に発信することで、オリンピック開催の好機を捉え、札幌の認知度向上を図ることを目的とする。

※プロモーション動画

夏版：<https://www.youtube.com/watch?v=M02i3h6tyDg>

冬版：<https://www.youtube.com/watch?v=kHqVQ1B7Si0>

包括版：<https://www.youtube.com/watch?v=Trjo09qQV0E>

**4 業務委託期間**

業務委託期間は、契約締結日から令和3年9月30日（木）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

## 5 予算規模

本業務の上限は10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 6 業務の内容

対象市場における札幌の認知の拡大につなげるために、プロモーション動画を用い、効果的に札幌のブランドイメージを訴求するデジタルプロモーションを実施すること。

なお、プロモーション動画は、下記のブランディングコンセプトに基づき制作していることから、事業の企画・実施にあたっては、ブランディングコンセプトに込められた意味を十分に理解し行うこと。

<ブランディングコンセプト>

Sapporo, North Capital Backed by Nature

<意味>

札幌は大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。

アート、文化、道内から集まる新鮮な海産物や農産物を活かした食の魅力にあふれる大都市でありながらも、街中から少し移動すると、近くにある自然の中で四季折々のアクティビティを楽しむことができる。

また、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができる。

札幌は、道内にあるアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけではなく、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しみを、幅広い層の観光客に向けて提供する。

### (1) デジタルプロモーションの実施時期

令和3年7月～8月

### (2) 対象市場

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア

### (3) デジタルプロモーションの概要

プロモーション動画を用い、対象市場に対し、効果的に札幌のブランドイメージを訴求し、認知度向上を図るためのデジタルプロモーションを実施すること。

デジタルプロモーションの内容・手法は提案によることとするが、下記のア～

イの取組を含む内容とすること。

ア Youtube に掲載しているプロモーション動画（動画の URL は「3 業務の目的」に記載）の視聴者の増加に資する取組を行うこと。

イ 札幌市の海外向け公式観光プロモーションサイト：Visit Sapporo（以下、「サイト」という。）への流入を促す取組を行うこと。

URL (Visit Sapporo) : <https://visitsapporo.jp/>

なお、事業実施にあたって、必要に応じサイト編集を行うこと（サイト編集は本事業内で受託者が実施すること）。編集権限については、受託者決定後、委託者から受託者へ付与する（ワードプレス、html で編集すること）。

また、サイト編集の内容については、委託者と十分協議の上行うこと。

#### 【参考：委託者 SNS の活用】

プロモーションの展開にあたって、受託者は必要に応じ、受託者の SNS を活用することができる。ただし、本事業に係る SNS 投稿等に係る一切の業務は受託者が行うこと。SNS の編集権限は受託者決定後、受託者に付与する。

① Facebook アカウント（英語）(Visit Sapporo)

URL : <https://www.facebook.com/Visit-Sapporo-English-100415705420317>

② Instagram アカウント（英語）(Visit Sapporo)

URL : <http://www.instagram.com/visit.sapporo/>

#### (4) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた効果等）を取りまとめ、報告すること。

## 7 企画提案を求める事項

以下の(1)~(5)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

対象市場における旅行動向やオリンピックへの関心等について考察し、本事業の実施に当たって基本的な考え方を記載すること。

(2) 具体的なプロモーションの内容

上記(1)の考察を踏まえ、下記のことを盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

ア 対象市場におけるターゲット

上記(1)の考察を踏まえ、プロモーションのターゲット（属性、嗜好等）を設定すること。

イ プロモーションの具体的な手法、媒体、仕掛け

ウ プロモーションを実施する期間、回数等

(3) 効果測定

ア 当該プロモーションの有効性を測る事業指標又は成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。

イ 当該事業指標又は成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

(4) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(5) 見積り

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本公募型プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

## 9 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

ア 公募開始	令和3年6月18日（金）
イ 参加申込書の提出期限	令和3年6月29日（火）12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和3年7月5日（月）12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和3年7月上旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和3年7月上旬
カ 契約締結	令和3年7月上旬

### (2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局（札幌市観光・MICE 推進部）へ郵送又は持参により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
  - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
  - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和3年6月25日（金）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【業務名】質問書」とする。

## 10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針の的確性 (7-1) 関係)	実施方針の策定に係る分析が適切であるか。	10
手法・内容の評価 (7-2) 関係)	ターゲット（属性・嗜好等）の設定が適切であるか。	10
	プロモーションの内容（手法・媒体・仕掛け、実施時期・回数等）は、確実に動画の視聴者数の増加が見込めるものとなっているか。	35
	プロモーションの内容（手法・媒体・仕掛け、実施時期・回数等）は、確実にサイトへの流入が見込めるものとなっているか。	15
	プロモーションの仕掛けに独自性や工夫はあるか。	10
効果・目標の妥当性 (7-3) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか（過大な数値を設定していないか）。	10
体制・計画の適否 (7-4) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-5) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 提案者の数や新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングを実施せず書面審査を行う場合がある。

ウ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

エ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契

約候補者としない。

オ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

## 11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

## 12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

## 13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。



## 14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

## 18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

（札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課） 中西、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129 メール kanko@city.sapporo.jp